

静岡県

労働研究所

会 報

〒422-8062 静岡市稲川 2-1-33

清水起業ビル 3 階 静岡県評内

静岡県労働研究所

054-287-1293 Fax054-286-7973

E-mail.kenpyo@mail.wbs.ne.jp<http://shizuokaroken.cool.ne.jp/>

年金改革は、勤労国民に安心をもたらすだろうか？

—年金問題とパート労働者—

(2月20日(金) 6:30)

発表者 中澤秀一 特別研究員

布川所長より、始めるにあたって前回の「同一価値労働同一賃金」についての簡単なまとめの報告を片桐所員に要請した。片桐所員は、「同一価値労働同一賃金」は、ジェンダー問題から生まれ、諸外国の事例を出し特にカナダやイギリスの事例が参考になるが日本への適用は多くの困難がある。そしてパート労働者の均等処遇の確立へ向けた取組が「同一価値労働同一賃金」の方向となり得ると述べた。

中澤特別員は、年金問題を「年金制度改革政府案」を中心に発表を進めた。そして、「改革案」は、厚生年金保険料率が04年10月から毎年0.354%ずつ引上げ'17年度には18.3%に固定 国民年金保険料'05年4月から月額280円ずつ引上げ'17年度には16,900円に固定 国民年金保険料の減免制度拡充(収入により25%、75%減額措置)、納付猶予制度の導入(20代青年など納付できないときの措置)この3点があり、実現の可能性が高い一方で「パート労働者への厚生年金への対象拡大」は見送られた(5年後めどに拡大を検討する) このパートへの適用拡大の試案は、改正案1では、現行年収130万円以上を65万円以上に(ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用シ

ステムに関する中間報告)、改正案2では、現行の週労働時間が正社員の4分の3以上(週30時間以上)を週労働時間20時間以上に、この内案2では、資本側は反対(日本フードサービス協会等)していたので、今回は見送りとなった。

パートへの適用見送りは???

中澤特別員は、今回の見送りで安堵感が出て良いだろうか、といって労働者側は2つの面で捉えることが必要、第1に厚生年金保険料を払っていない労働者は、負担が大きくなり不安を持った、第2に、老後の保障が手厚くなると期待したことである。例えば「ボーナスのない、月収10万円のパート労働者」の場合、厚生年金が適用されると、労働者本人、企業がそれぞれ月額6,780円ずつ負担することになる。

厚生年金の空洞化

厚生年金の問題は、厚生年金の空洞化にある、それは、厚生年金から中小、零細の企業が違法に脱退するケースの増大と社会保険事務所も、経営の苦しい企業の脱退を黙認している実態(厚生年金や政管健保を脱退した事業所数は2002年度過去最高の87,200件)があり、このような空洞化は年金の持つ所得再配分機能を弱める結果をもたらすという以上に、理論的にも、社会保障における使用者負担の原則(3者負担の原則…被保険者・雇主・国庫負担)に反するものあり、

使用者責任の放棄になり大きな問題であると述べました。

パート労働者への適用拡大の持つ意味

この年金の「支え手」を増やすことが政府の目的であるため、資本がパートを利用する大きな一つの理由は、社会保険料の使用者負担を避けるためであるといつて、適用範囲を拡大しても、更に短時間低賃金労働者を増やす結果になりかねない。だから、全ての労働者が自立できるような枠組みの中で、適用拡大と同時に社会保障の充実を考えるべきである。更にフルタイムとパートとの均等待遇、賃金格差是正、仕事と家庭が両立できる条件（時短等）の実現等も同時に目指す課題である。

最低保障年金の実現

厚生年金という一つの制度にとらわれず、年金制度という大きな枠組みで考えると、全額国庫負担の最低保障年金の実現も併せて要求していくことが必要である。特に「スエーデンモデル」が大いに参考になるのではないだろうか、その上で、中小零細企業に対しては助成制度等、設けるべきであるとして発表を終えました。



討論の内容

布川所長は討論要点として、パート・フリーター等における年金問題の反応がどう出てきているか。金融では、老後の問題よりも、保険料の負担に対する不安が強い。学生の場合、国民年金13,300円払うなら、20時間以上で厚生年金に加入すれば6,790円で済むといっている。パートへの20時間の適用拡大は負担となるか。この問題を目先で考えるより最低保障年金制度の確立に向けた運動、要するに国民の生存権の運動につながると思います。（足立氏）また3号被保険者制度は、日本だけのものです。

そして、最低保障年金の目指す方向は、スエーデン方式が良いと思われる。（中澤氏）

これから3月の定例研究会（3/19）は、引き続き「年金問題とパート労働者PART2」を深め、特に諸外国の事例と特徴などを中澤特別員に発表報告を要請しました。次回の定例研究会は楽しみにして待ってください。

（文責 片桐）

会員、組合員の皆さんからの投稿を歓迎します。なんでも結構です。

【今後の日程表】

3月9日（火）17：00～「年金学習会」
ダイトウケミックス労組

講師：中澤特別研究員

3月18日（木）18：30～第26回所員
会議 於：県評

3月19日（金）18：30～「3月定例研
究会―年金問題パート労働者PART
2」於：静岡労政会館5F

4月16日（金）18：30～「4月定例研
究会」於：静岡労政会館5F